

令和2年第3回
城里町議会定例会会議録 第1号

令和2年9月8日 午前10時05分開会

1. 出席議員（12名）

1番	桜井和子君	7番	三村孝信君
2番	加藤木直君	8番	河原井大介君
3番	猿田正純君	9番	関誠一郎君
4番	藤咲芙美子君	10番	阿久津則男君
5番	片岡藏之君	13番	鯉渕秀雄君
6番	藺部一君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員（2名）

11番	小林祥宏君	12番	杉山清君
-----	-------	-----	------

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
副町長	仲田不二雄
教育長	高岡秀夫
代表監査委員	横倉好夫
まちづくり戦略課長	小林克成
総務課長	鯉渕和己
町民課長補佐	加藤孝行
財務課長	船橋行子
税務課長	鈴木貴司
健康保険課長	飯村正則
長寿応援課長	井上優
福祉こども課長	増井栄一
農業政策課長	山口成治
都市建設課長	大津好男
下水道課長	皆川尊志
会計課長（会計管理者）	高瀬浩文
水道課長	阿久津恵三
農業委員会事務局長	片岡宗徳

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書 記	高 丸 哲 史

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和2年9月8日（火曜日）

午前10時05分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第53号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第54号 城里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第55号 城里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第56号 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第57号 城里町エイジー基金条例の制定について
- 日程第8 議案第58号 工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第59号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第10 議案第60号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第61号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第62号 令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第63号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第64号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第15 議案第65号 令和2年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第66号 令和元年度城里町一般会計決算認定について
- 日程第17 議案第67号 令和元年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第18 議案第68号 令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第19 議案第69号 令和元年度城里町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第20 議案第70号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第21 議案第71号 令和元年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第22 議案第72号 令和元年度城里町水道事業会計決算認定について
- 日程第23 議案第73号 城里町人権擁護委員の推薦について
- 日程第24 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第25 請願第2号 0207号と1526号線交差点に交通信号機設置と横断歩道の整備を求める請願

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第53号
- 議案第54号
- 議案第55号
- 議案第56号
- 議案第57号
- 議案第58号
- 議案第59号
- 議案第60号
- 議案第61号
- 議案第62号
- 議案第63号
- 議案第64号
- 議案第65号
- 議案第66号
- 議案第67号
- 議案第68号
- 議案第69号
- 議案第70号
- 議案第71号

議案第72号

議案第73号

請願第1号

請願第2号

午前10時05分開会

○議長（関 誠一郎君） 会議を開会するに当たりまして執行部に申し上げます。

ここ数年幾度となく申し上げますが、議案書の間違いによる差し替えが非常に多く見受けられ、一向に改善していません。議案書の間違いは議会に対する対応の表れと受け止めています。もっと真剣に取り組んでください。よろしくお願いいたします。

町民憲章唱和

○議長（関 誠一郎君） 議員各位には何かとご多用のところご出席いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読しますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

ご起立を願います。

[全員起立・町民憲章唱和]

○議長（関 誠一郎君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（関 誠一郎君） 令和2年第3回城里町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、条例改正、条例制定、補正予算、決算認定などをご審議いただく重要な会議であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

また、クールビズ対応のため本会議は軽装で会議を進めますので、よろしくお願いいたします。

また、コロナウイルス対策といたしまして、場内でのマスク着用及び水分補給を許可しております。

議員の出欠

- 議長（関 誠一郎君） 続いて、出席議員についてご報告いたします。
ただいまの出席議員は12名です。
欠席議員、11番小林祥宏君、12番杉山 清君。

開会の宣告

- 議長（関 誠一郎君） 定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

- 議長（関 誠一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

- 議長（関 誠一郎君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

諸般の報告

- 議長（関 誠一郎君） 日程に先立ち、諸般のご報告を申し上げます。
6月、7月、8月における各会議等への出席状況はお手元に配付したとおりですので、ご了承願いたいと存じます。

会議録署名議員の指名

- 議長（関 誠一郎君） 日程第1、会議録の署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により
3番 猿 田 正 純 君
4番 藤 咲 芙美子 君
5番 片 岡 藏 之 君
の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

○議長（関 誠一郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、阿久津議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長阿久津則男君。

〔議会運営委員長阿久津則男君登壇〕

○議会運営委員長（阿久津則男君） 去る9月1日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

本定例会に提案されます議案21件、請願2件、報告8件、合わせて31件の審議件数及び一般質問を検討いたしました。

その結果、お手元に配付されております会期日程のとおり、本日から9月18日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、一般質問の日程ですが、8日目に行うことといたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（関 誠一郎君） お諮りいたします。

ただいま阿久津議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から9月18日までの11日間とされるご提案がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

今期定例会の会期は本日から9月18日までの11日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

なお、町民課長雨宮忠芳君が欠席のため、補佐の加藤孝行君が出席しております。

傍聴人4名を許可いたしました。

町長挨拶

○議長（関 誠一郎君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和2年第3回議会定例会を招集しましたところ、公私ともお忙しい中、ご参集いただきまして、大変ありがとうございます。

さて、今定例会は、町条例の改正をはじめ、一般会計補正予算、令和元年度決算認定など議案21件につきましてご審議いただくものです。慎重審議を賜りまして適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

-
- 議案第53号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第54号 城里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 議案第55号 城里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 議案第56号 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 議案第57号 城里町アイジー基金条例の制定について
 - 議案第58号 工事請負契約の締結について
 - 議案第59号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第7号）について
 - 議案第60号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第61号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第62号 令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第63号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第64号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第65号 令和2年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について
 - 議案第66号 令和元年度城里町一般会計決算認定について
 - 議案第67号 令和元年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
 - 議案第68号 令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について
 - 議案第69号 令和元年度城里町介護保険特別会計決算認定について
 - 議案第70号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
 - 議案第71号 令和元年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
 - 議案第72号 令和元年度城里町水道事業会計決算認定について

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第3、議案第53号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第22 議案

第72号 令和元年度城里町水道事業会計決算認定についてまでの20議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和2年第3回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第53号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。近年、監査委員の役割がより一層重要性を増していることに鑑み、委員報酬を改正するため町条例の一部を改正するものです。

議案第54号 城里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。内閣府令の改正により町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、改正により変更となった略称の変更とともに新たな規定を加えるものです。

議案第55号 城里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。省令の改正により町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、家庭的保育事業者等の連携施設確保についての要件緩和と経過措置期間を5年間延長するものです。

議案第56号 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。省令の改正に伴い町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、規定の法律名称の訂正及び専門職大学の創設に伴う資格要件について追加するものです。

議案第57号 城里町アイジー基金条例の制定についてであります。アイジー工業株式会社より町の未来を担う児童・生徒の教育振興に資することを目的とした寄付があり、今後の運用を図るため、基金を設置するに当たり条例を制定するものです。

議案第58号 工事請負契約の締結についてであります。令和2年度町単道改第1号町道19号線道路改良工事の契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第59号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第7号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,681万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ151億7,283万8,000円とするものです。

歳入では、地方特例交付金、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、財産収入、

繰越金、諸収入及び町債を追加し、県支出金及び繰入金を減額するものです。

歳出では、総務費、民生費、衛生費、商工費、土木費、消防費及び教育費を追加し、議会費及び農林水産業費を減額するものです。

災害復旧費においては、財源内訳を補正するものです。

議案第60号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてですが、事業勘定において既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,095万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億366万8,000円とするものです。

歳入では、県支出金及び繰越金を追加するものです。

歳出では、総務費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費及び基金積立金を追加するものです。

また、施設勘定において既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ155万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,247万9,000円とするものです。

歳入では、繰越金を追加し、診療収入を減額するものです。

歳出では、総務費を減額するものです。

議案第61号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,297万4,000円とするものです。

歳入では、繰越金を追加するものです。

歳出では、諸支出金を追加するものです。

議案第62号 令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてですが、保険事業勘定において既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ441万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,097万1,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金、県支出金、繰入金及び繰越金を追加するものです。

歳出では、総務費、地域支援事業費及び諸支出金を追加するものです。

また、介護サービス事業勘定において既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ461万3,000円とするものです。

歳入では、繰越金を追加するものです。

歳出では、サービス事業費及び諸支出金を追加するものです。

議案第63号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,092万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,777万5,000円とするものです。

歳入では、繰越金を追加し、繰入金を減額するものです。

歳出では、下水道事業費を追加するものです。

議案第64号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万5,000円を減額し、

予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,945 万 6,000 円とするものです。

歳入では、繰越金を追加し、繰入金を減額するものです。

歳出では、農業集落排水事業費を減額するものです。

議案第 65 号 令和 2 年度城里町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてであります。収益的収入及び支出の既決予定額にそれぞれ 2,603 万円を追加し、収入支出の予定額をそれぞれ 7 億 4,734 万 6,000 円とするものです。

収入では、営業収益を追加するものです。

支出では、営業費用を追加するものです。

議案第 66 号 令和元年度城里町一般会計決算認定について、議案第 67 号 令和元年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について、議案第 68 号 令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について、議案第 69 号 令和元年度城里町介護保険特別会計決算認定について、議案第 70 号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について、議案第 71 号 令和元年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について、議案第 72 号 令和元年度城里町水道事業会計決算認定について。

以上、7 議案につきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、令和 2 年 8 月 3 日から実施された決算審査を経て、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものです。

以上、議案 20 件の概要について一括ご説明いたしました。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

監査委員決算審査意見報告

○議長（関 誠一郎君） ここで、日程第 16、議案第 66 号から日程第 22、議案第 72 号の令和元年度各会計の決算認定につきましては、監査委員の決算審査を経ておりますので、代表監査委員より決算審査の意見を求めます。

代表監査委員横倉好夫君。

〔代表監査委員横倉好夫君登壇〕

○代表監査委員（横倉好夫君） このたび監査委員に選任されました横倉と申します。よろしく申し上げます。

それでは、監査委員を代表しまして、令和元年度城里町の各会計の決算につきまして、審査意見をご報告申し上げます。

地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項並びに地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき、審査に付されました令和元年度城里町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算、基金運用状況書類、その他政令で定める書類を審査した結果、各会計とも計数的に正確でありました。各基金につきましても適法に運用されていることを確認いたし

ました。

まず、決算収支についてであります。財政運営の良否を判断する重要なポイントであります。実質収支につきましては、一般会計の実質収支額が4億1,095万7,000円で、実質収支比率は前年度と比較しまして1.3%増加し、6.6%となっております。

歳出決算におきましては、一般会計と特別会計を合わせた翌年度繰越額が25億7,734万7,000円と、依然として大きな額となっております。事業の内訳を見ますと、新ごみ処理施設建設事業、道路改良事業、防災行政無線更新事業、災害復旧事業など75件を繰り越しております。

また、一般会計と特別会計を合わせた不用額の合計につきましては、前年度決算より44.7%増加し、9億8,064万6,000円と大きく増加しており、予算科目で見ますと扶助費や繰出金、委託料、工事請負費、負担金、補助及び交付金、職員手当等に多くの不用額が見受けられます。

さらに、一般会計の歳出合計を見ますと、予算現額から予算済額を差し引いた金額が、繰越額と不用額を合わせ、約28億8,625万5,000円となっております。

各事業の予算につきましては、財源確保が厳しい中、予算づけされたものであり、予算の執行状況や入札の執行状況等により決算見込みを的確に把握して予算補正を適切に行うなど、限られた財源の効率的かつ適正な運用を望むものであります。

また、令和元年度の自主財源比率は30.0%で、前年度より4.1%減少しております。

収入未済額につきましても、一般会計と特別会計を合わせ、前年度より2,300万円の減で、3億2,842万6,000円となっております。

未収金対策につきましては、関係部署間の連携を密にし、滞納者には早期に対応するとともに、悪質な滞納者には毅然とした態度で臨んでいただき、国税徴収法等の法的措置を講ずるなど、さらに実効性のある収納対策をお願いいたします。

不納欠損額につきましては、一般会計と特別会計を合わせ、前年度より129万8,000円減少しておりますが、3,390万2,000円の不納欠損処分が行われております。不納欠損処分は、納期内納税者等に不公平感を抱かせるだけでなく、自主財源確保の観点からも大きな損失であります。不納欠損に至らぬよう早期の滞納整理に努め、執行停止の措置を取るなど法令等の趣旨に沿って厳正に運用していただきたいと思います。

財源確保が今後の地方自治体運営にとって緊要な課題であります。平成29年度スポーツ振興くじ助成金約4,100万円は今年度も留保となり、歳入が未収となっておりますので交付に向けて適正に対応されますようお願いいたします。

また、普通交付税の合併算定期間が最終年度となり、段階的に縮減されたことから、本年は普通交付税が約6,004万円減額となっております。今後とも中長期的な財政計画等により、持続性のある行政運営を図られることを切望いたします。

次に、水道事業会計におきましては、水道料金の累積滞納額が前年度より221万7,000円

減少し、5,423万2,000円で9年続けての減少となっております。不納欠損処分につきましては、前年度より23万9,000円減少の10万8,000円となっております。

また、改良事業等に伴い、資本的収支では約2億9,000万円の収入不足が生じ、留保資金等で補填しております。

今後、収入未済額の解消に対処するとともに、年間給水量及び年間有収水量を的確に把握し、供給単価を考慮して販売損失抑制に努め、適正な水道料金体系による企業経営に努めていただきたいと存じます。

最後に、地方財政であります、新型コロナウイルス感染症対策等の諸問題が山積しており、大変厳しい時期ではありますが、普通交付税の合併算定替適用期間が終了し、令和2年度から普通交付税が一本算定となります。普通交付税の減額により今後ますます厳しい財政状況となってまいりますので、町民全体のサービスとは何かを念頭に置き、公平公正なお立場で、町民が安心して生活できる環境を整備していただきますよう望むものであります。

なお、各会計の決算の詳細につきましては、別紙審査意見書をご参照くださいますようお願い申し上げます。

以上が令和元年度城里町各会計の決算に対する審査意見であります、町政進展のためなお一層のご努力をお願いするものであります。

質 疑

○議長（関 誠一郎君） これより質疑に入ります。

議案第66号から議案第72号の令和元年度城里町7会計決算認定についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第66号 令和元年度城里町一般会計決算認定についてから、議案第72号 令和元年度城里町水道事業会計決算認定に関する質疑を終結いたします。

決算特別委員会の設置・付託

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第66号から議案第72号の7件についてお諮りいたします。

議案第66号 令和元年度城里町一般会計決算認定についてから、議案第72号 令和元年度城里町水道事業会計決算認定については、地方自治法第109条及び城里町議会委員会条例第5条の規定により決算特別委員会を設置し、お手元に配付いたしました議案付託表案

のとおり決算特別委員会に付託し、会期中に審査したいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号から議案第72号については、議案付託表のとおり決算特別委員会に付託し、常任委員会ごとに所管分を審議することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任を控室においてお願いいたします。

午前10時34分休憩

午前10時40分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算特別委員会委員の指名

○議長（関 誠一郎君） お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第4項の規定により議長において次の諸君をご指名申し上げます。

1番桜井和子君、2番加藤木 直君、3番猿田正純君、4番藤咲芙美子君、5番片岡藏之君、6番菌部 一君、7番三村孝信君、8番河原井大介君、10番阿久津則男君、11番小林祥宏君、12番杉山 清君、13番鯉渕秀雄君、14番小坪 孝君の以上13名の諸君を決算特別委員会委員にご指名申し上げたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました13名の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に決算特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

午前10時42分休憩

午前10時42分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（関 誠一郎君） 休憩中に決算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていた

いただきましたので、ご報告いたします。

委員長に8番河原井大介君、副委員長に10番阿久津則男君が選任されましたので、ご報告いたします。

日程の変更

○議長（関 誠一郎君） ただいま町長より、日程第23、議案第73号について、先議したい旨の申出がございました。

お諮りいたします。

日程第23、議案第73号を先議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

議案書の差し替え

○議長（関 誠一郎君） ただいま町長より、日程第23、議案第73号の議案書を差し替えたいとの申出がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案書を差し替えることに決定いたしました。

事務局長に議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議案第73号 城里町人権擁護委員の推薦について

○議長（関 誠一郎君） 日程第23、議案第73号 城里町人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 議案第73号 城里町人権擁護委員の推薦についてであります。任期満了に伴い、法務大臣に対し委員候補者の推薦をするため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

城里町大字徳蔵562番地の12、和氣 力さん、城里町大字塩子2974番地、仲田文子さんの2名です。

お二人は、これまでの人権擁護委員としての活動が誠実かつ顕著であり、今後の活動につきましても意欲があることを確認しておりますので、再任の候補者として推薦するものです。

ご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第73号についての質疑を求めます。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） このお二方の経歴などをお知らせいただきたいと思えます。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君） 4番藤咲芙美子議員の質問にお答えいたします。

人権擁護委員の和氣さんにつきましては、長年町職員として奉職されております。七会村時代に入庁いたしまして、市町村合併後は城里町職員として活躍、奉職されております。

仲田委員さんにつきましては、県立、公立の小・中学校教員として長年奉職されております。

お二人は、和氣様につきましては現在2期目の任期中でございます。仲田様につきましては現在1期目の任期中ということで、再任の意思がございまして今後とも委員として人権擁護委員の任務に当たりたいという意思を確認しております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第73号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、議案第73号 城里町人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意

見書採択を求める請願

請願第2号 0207号と1526号線交差点に交通信号機設置と横断歩道の整備を求める請願

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第24、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願、日程第25、請願第2号 0207号と1526号線交差点に交通信号機設置と横断歩道の整備を求める請願の取扱いについて、阿久津議会運営委員長にご意見を賜りたいと思います。

議会運営委員長阿久津則男君。

〔議会運営委員長阿久津則男君登壇〕

○議会運営委員長（阿久津則男君） 議会運営委員会を代表いたしまして、請願の取扱いについて意見を述べさせていただきます。

取扱いについては、慎重に審議すべきと考えます。

よって、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願につきましては、教育産業常任委員会に付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。

また、請願第2号 0207号と1526号線交差点に交通信号機設置と横断歩道の整備を求める請願につきましては、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。

議長においてお諮りを願います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） お諮りいたします。

ただいまの阿久津議会運営委員長の発言のとおり、請願第1号は教育産業常任委員会へ付託し、請願第2号は総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は教育産業常任委員会へ付託し、請願第2号は総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（関 誠一郎君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あした9日から14日までは議案調査のため休会ではありますが、9日、10日は決算審査のため常任委員会を予定しております。議員各位は所管の委員会にご出席くださるよ

うよろしくお願いいたします。

次の本会議は、8日目の15日火曜日、午前10時に開会し、通告第1号、4番藤咲芙美子君の一般質問から入りますので、午前9時50分までに控室へご参集くださるようよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時51分散会